

公益財団法人 山口正栄記念奨学財団
平成23年度 事業計画書
(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

1. 公益目的事業

(1) 奨学金の給付

定款第4条第1項に掲げる事業は次の計画により行う。

①専修学校生に対する奨学金の給付

北海道内の専修学校生1人に月額15,000円を支給する。

内訳 継続 1人(3年生1人)

新規 0人(平成23年度の新規募集は致しません)

$1人 \times 15,000円 \times 12月 = 180,000円$

②大学生に対する奨学金の給付

北海道内の大学生15人に月額20,000円を支給する。

内訳 継続 13人(4年生5人、3年生8人)

新規 2人(3年生2人)

$15人 \times 20,000円 \times 12月 = 3,600,000円$

③大学院生に対する奨学金の給付

北海道内の大学院生14人に月額25,000円を支給する。

内訳 継続 3人(修士2年3人)

新規 11人(修士1年11人)

$14人 \times 25,000円 \times 12月 = 4,200,000円$

(2) 奨学生の指導

定款第4条第2項に掲げる事業は次の計画により行う。

①授与式 平成23年 6月25日

②奨学生交流会 平成23年 8月24日

③修了式 平成24年 2月25日

④学校訪問 各在学校に年間1、2回程度訪問し、学校担当者との懇談及び奨学生とのミーティングを実施する。

2. その他の事業

(1) 広報活動

ホームページによる広報活動(奨学生募集、情報公開等)

(2) OB交流会

在京、在札のOBによる交流会を実施し、意見交換を図る。